平成２２年（フ）第１９３号
滋賀県草津市平井５丁目17番25号　ライフノート白木Ｂ―101
債務者　稲田　則子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９５号
大津市皇子が丘２丁目７番25号　ワイズアクトⅢ201号、前住所愛知県春日井市神明町12番地２
債務者　安藤　祐子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９６号
大津市枝２丁目８番14号
債務者　髙野久美子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９５号
滋賀県近江八幡市古川町1513番地19
債務者　雜賀恵美子（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５３５号
京都市西京区樫原久保町25番地１　第二藤栄ハイツ101
債務者　**德**島由依子（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６１０号
京都市山科区勧修寺西金ケ崎26番地１　西野山市営住宅８棟206号
債務者　鈴木　公希
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６６５号
京都市右京区西京極東側町12番地13
債務者　林こと　張　　敬紋
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７４２号
京都市伏見区醍醐折戸町23番地の２　醍醐西市営住宅２棟503号
債務者　大林美智代
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８３５号
京都市北区紫野西蓮台野町48番地　メーゾンヴィオレット105号
債務者　酒井栄美子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８４１号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地２棟103号
債務者　近藤りつえ
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８５７号
京都市中京区西ノ京西月光町27番地13
債務者　粟井　昌子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
鳥取県西伯郡南部町八金635番地の２
債務者　井上　亜紀
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第７９号
鳥取県境港市清水町923番地１　パークサイドしみず103号、住民票上の住所鳥取県西伯郡大山町門前766番地
債務者　荒松恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第４４８号
広島市中区江波西２丁目14番５―203号
債務者　伊藤　信一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５７号
広島市東区戸坂南１丁目25番17号
債務者　松永さゆり
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０３号
広島市中区大手町５丁目４番８―301号
債務者　クラップヘッズグラフィックスこと　平田　和憲
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０４号
広島市中区大手町５丁目４番８―301号
債務者　平田貴久代
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　広島地方裁判所民事第４部